

## 令和2年横瀬町農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日(金) 午前10時から10時15分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	1番	加藤虎三
	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒船敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大畑忠雄
書記	町田勝一
	小俣敏孝

## 7. 会議の概要

議長 それでは、ただいま全員の方に出席をいただいておりますので、会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第10回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名申し上げますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

6番、小室寿徳委員、7番、富田哲夫委員のご両名にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

続いて、日程第3、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第19号番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第19号番号1について説明いたします。

議案第19号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況ともに田で、計画面積は230平方メートルです。譲受人は議案書にございますとおり町内所在の法人で、譲渡人は議案書にございますとおり町内在住の方であります。申請理由は建て売り住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の下のほうにございます赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、木の間地区へ向かう西武秩父線のガードをくぐった先、約200メートルのところが申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、建て売り住宅用地として転用したいとの申請でござ

います。

今回の申請地は、農業振興地域外にある農地で、農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第19号番号1の農地法5条の許可申請に関する件につきましては、申請書並びに添付書類を精査し、去る20日日曜日に小室委員と同行し、午後14時20分から現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は、西武鉄道秩父線横瀬駅南東のガード下を武甲山方面に約200メートルほど進行した右側が申請地で、町内在住の譲渡人から町内在住の不動産業者が登記地目が田んぼである農地の地積230平米、約70坪を建て売り住宅1棟建築し、販売する目的で買受け、申請されたもので、雨水等は申請地東側の町道に設けられている側溝に放流するもので、当申請地北側と西側の隣接農地所有者から建て売り住宅建設に伴う承諾も得ていることから、問題はないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続いては、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、小室さん。

小室委員 補助委員の小室です。先日、荒船推進委員さんと一緒に議案書の申請地を見に行ってきました。

以前は田んぼということで耕作をしていたのですが、台風や大雨などにより浸水しやすい土地で、水没などもあり、農作物を作るのにはなかなか大変な場所ではあるようです。宅地となった場合でも周辺の農地への影響は少ないと思いますので、皆さんご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ご苦労さまです。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第19号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第19号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。ありがとうございます。

続きまして、議案第19号番号2について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第19号番号2について説明いたします。

議案第19号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況ともに畑で、計画面積は263平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに、議案書にございますとおり町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

2枚めくっていただき、案内図2で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬町学校給食調理場の北西、木の間沢を挟んだ対岸約70メートルのところ申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、自己用住宅用地として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が駅・役場等から300メートル以内に位置しておりますので、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第19号番号2、農地法第5条の許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、去る18日金曜日に加藤委員と同行し、午前9時30分から現地調査を申請人の父親を立会人として行いましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は、横瀬中学校南東に約200メートル進行した兎沢沿いの〇〇〇

〇〇が実家で、南側の隣接地が申請地で、当申請地は畑で263平米の地積を有するが、農用地区域内であることから除外申請をしていたところ、本年2月13日付で除外が認められたのに伴い、横瀬町在住の譲渡人である伯父、これは申請人の父親の兄さんですね、から譲与で譲り受けた甥が自己用住宅を合併浄化槽を設けて建築するもので、約32坪の平家住宅を建築するものです。なお、取付け道路を横断する形で実家のベランダが設けられていますが、ベランダについては建築確認申請に支障を来すようであれば、撤去を視野に考えているとのことから、特に問題はないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の1番、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 補助委員の加藤です。よろしく申し上げます。21日に荒船委員と1回現地へ行って、一緒に見てきました。

場所的にはあまり川のそばで本当じゃあないかもしれないですけども、それが崩れるとかは心配ないそうですが、皆さんの意見についてよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

担当委員の所見を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時13分

議長 それでは、再開をいたします。

質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第19号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第19号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する

る件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時15分)